

平成31年（2019年）4月22日

各指定総合事業訪問介護事業所  
各指定総合事業訪問生活援助事業所  
各指定居宅介護支援事業所

} 代表者 様

姫路市健康福祉局長寿社会支援部  
地域包括支援課長

介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算の廃止について（通知）

平素は、本市高齢者福祉・介護保険行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、総合事業訪問介護及び総合事業訪問生活援助におけるサービス提供責任者の任用要件については、平成30年10月に「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」を改正し、介護職員初任者研修課程修了者は任用要件から廃止するとともに、介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても平成31年3月末限りで廃止したところです。

つきましては、下記のとおり平成31年4月以降から適用する新しいサービスコード表及び、単位数表マスタを地域包括支援課のホームページに掲載いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1 サービスコードの変更内容

総合事業訪問介護（A2）、総合事業訪問生活援助（A3）において、「介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合の減算」を削除

※ 総合事業通所介護（A6）、介護予防ケアマネジメント（AF）は変更なし

##### 2 サービスコード、単位数表マスタを掲載する市ホームページのアドレス

[http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212451/\\_33745/\\_45585.html](http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212451/_33745/_45585.html)

お問い合わせ先	姫路市 地域包括支援課 総務担当
	電話 079-221-2853、FAX 079-240-5890

1 総合事業訪問介護(独自) サービスコード表(平成31年4月以降)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)1,168単位		1,168	1月につき
A2 1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%		1,051	
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)38単位		38	1日につき
A2 2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%		34	
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)2,335単位		2,335	1月につき
A2 1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%		2,102	
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)77単位		77	1日につき
A2 2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%		69	
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)3,704単位		3,704	1月につき
A2 1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%		3,334	
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)122単位		122	1日につき
A2 2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%		110	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		

2 総合事業訪問生活援助 サービスコード表(平成31年4月以降)

給付率90%

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A3	1111	訪問生活援助Ⅰ1	(1) 20分以上45分未満 事業対象者、要支援1・2 給付率 90% (週2回まで)  181単位		90%	181	1回につき	
A3	1114	訪問生活援助Ⅰ1・同一		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	90%	163		
A3	1121	訪問生活援助Ⅰ1・特別地域加算			特別地域加算 ×15%	90%		27
A3	1124	訪問生活援助Ⅰ1・同一・特別地域加算		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%		90%		24
A3	1131	訪問生活援助Ⅰ1・中山間地所			中山間地域等における 小規模事業所加算 ×10%	90%		18
A3	1134	訪問生活援助Ⅰ1・同一・中山間地所		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%		90%		16
A3	1141	訪問生活援助Ⅰ1・中山間地者			中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算 ×5%	90%		9
A3	1144	訪問生活援助Ⅰ1・同一・中山間地者		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%		90%		8
A3	1211	訪問生活援助Ⅱ1		(2) 45分以上 事業対象者、要支援1・2 給付率 90% (週2回まで)  223単位		90%		223
A3	1214	訪問生活援助Ⅱ1・同一	同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%			90%	201	
A3	1221	訪問生活援助Ⅱ1・特別地域加算			特別地域加算 ×15%	90%	33	
A3	1224	訪問生活援助Ⅱ1・同一・特別地域加算	同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%			90%	30	
A3	1231	訪問生活援助Ⅱ1・中山間地所			中山間地域等における 小規模事業所加算 ×10%	90%	22	
A3	1234	訪問生活援助Ⅱ1・同一・中山間地所	同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%			90%	20	
A3	1241	訪問生活援助Ⅱ1・中山間地者			中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算 ×5%	90%	11	
A3	1244	訪問生活援助Ⅱ1・同一・中山間地者	同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%			90%	10	

給付率80%

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A3	1411	訪問生活援助Ⅰ2	(1) 20分以上45分未満 事業対象者、要支援1・2 給付率 80% (週2回まで)  181単位		80%	181	1回につき	
A3	1414	訪問生活援助Ⅰ2・同一		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	80%	163		
A3	1421	訪問生活援助Ⅰ2・特別地域加算			特別地域加算 ×15%	80%		27
A3	1424	訪問生活援助Ⅰ2・同一・特別地域加算		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%		80%		24
A3	1431	訪問生活援助Ⅰ2・中山間地所			中山間地域等における 小規模事業所加算 ×10%	80%		18
A3	1434	訪問生活援助Ⅰ2・同一・中山間地所		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%		80%		16
A3	1441	訪問生活援助Ⅰ2・中山間地者			中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算 ×5%	80%		9
A3	1444	訪問生活援助Ⅰ2・同一・中山間地者		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%		80%		8
A3	1511	訪問生活援助Ⅱ2		(2) 45分以上 事業対象者、要支援1・2 給付率 80% (週2回まで)  223単位		80%		223
A3	1514	訪問生活援助Ⅱ2・同一	同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%			80%	201	
A3	1521	訪問生活援助Ⅱ2・特別地域加算			特別地域加算 ×15%	80%	33	
A3	1524	訪問生活援助Ⅱ2・同一・特別地域加算	同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%			80%	30	
A3	1531	訪問生活援助Ⅱ2・中山間地所			中山間地域等における 小規模事業所加算 ×10%	80%	22	
A3	1534	訪問生活援助Ⅱ2・同一・中山間地所	同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%			80%	20	
A3	1541	訪問生活援助Ⅱ2・中山間地者			中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算 ×5%	80%	11	
A3	1544	訪問生活援助Ⅱ2・同一・中山間地者	同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%			80%	10	

つづき  
給付率70%

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A3	1711	訪問生活援助Ⅰ3	総合事業訪問生活援助費 (1) 20分以上45分未満 事業対象者、要支援1・2 給付率 70% (週2回まで) 181単位		70%	181	1回につき	
A3	1714	訪問生活援助Ⅰ3・同一		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	70%	163		
A3	1721	訪問生活援助Ⅰ3・特別地域加算			特別地域加算 × 15%	70%		27
A3	1724	訪問生活援助Ⅰ3・同一・特別地域加算		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%		70%		24
A3	1731	訪問生活援助Ⅰ3・中山間地所			中山間地域等における 小規模事業所加算 × 10%	70%		18
A3	1734	訪問生活援助Ⅰ3・同一・中山間地所		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%		70%		16
A3	1741	訪問生活援助Ⅰ3・中山間地者			中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算 × 5%	70%		9
A3	1744	訪問生活援助Ⅰ3・同一・中山間地者		同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%		70%		8
A3	1811	訪問生活援助Ⅱ3		(2) 45分以上 事業対象者、要支援1・2 給付率 70% (週2回まで) 223単位		70%		223
A3	1814	訪問生活援助Ⅱ3・同一	同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%		70%	201		
A3	1821	訪問生活援助Ⅱ3・特別地域加算			特別地域加算 × 15%	70%	33	
A3	1824	訪問生活援助Ⅱ3・同一・特別地域加算	同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%			70%	30	
A3	1831	訪問生活援助Ⅱ3・中山間地所			中山間地域等における 小規模事業所加算 × 10%	70%	22	
A3	1834	訪問生活援助Ⅱ3・同一・中山間地所	同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%			70%	20	
A3	1841	訪問生活援助Ⅱ3・中山間地者			中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算 × 5%	70%	11	
A3	1844	訪問生活援助Ⅱ3・同一・中山間地者	同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%			70%	10	